

令和 5 年度環境省重点施策

令和 4 年 12 月

環 境 省



目 次

令和 5 年度 <u>環境省予算（案）の概要</u>	1
令和 5 年度 <u>環境省重点施策</u>	2
基本的方向	2
1. 時代の要請への対応～新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環～	
1－1. 炭素中立型経済社会実現に向けた取組	3
1－2. 炭素中立型経済社会と循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成 ..	6
1－3. 炭素中立型経済社会と自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成 ..	7
1－4. GX と相乗効果を発揮する重点投資分野での取組	8
1－5. G7 日本開催を契機とした世界・アジアの SDGs 達成への貢献	9
2. 不変の原点の追求～公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～	
2－1. 人の命と環境を守る基盤的取組	10
2－2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組	11
令和 5 年度 <u>環境省税制改正要望結果の概要</u>	12
令和 5 年度 <u>環境省財政投融资等の概要</u>	16
令和 5 年度 <u>環境省機構・定員（案）の概要</u>	17

※本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計における予算である。また、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計における予算、【GX】と表記のある予算事項は、GX 経済移行債（仮称）を活用した GX 支援対策費である。

令和5年度 環境省予算（案）の概要

1. 歳出予算

（単位：億円）

【一般会計】

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正予算額	令和5年度	
			当初予算案	対前年度比
一般政策経費等	1,487	1,002 [※]	1,490	100%

※10年ロードマップに基づく政府投資の一環として先行的に措置したGX支援対策費（100億円）を含む。

【エネルギー対策特別会計】

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正予算額	令和5年度	
			当初予算案	対前年度比
エネルギー対策 特別会計	1,659	381	1,913	115%
うちGX支援対策費	—	—	166	（新規）

小計

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正予算額	令和5年度	
			当初予算案	対前年度比
一般会計 ＋エネ特	3,146	1,383	3,403	108%

【東日本大震災復興特別会計】

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正予算額	令和5年度	
			当初予算案	対前年度比
東日本大震災復興 特別会計	3,431	—	3,197	93%

合計

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正予算額	令和5年度	
			当初予算案	対前年度比
合計	6,577	1,383	6,600	100%

※観光庁計上の国際観光旅客税を充当する環境省分の施策は、令和4年度22.0億円、令和5年度25.4億円。

※デジタル庁計上の政府情報システム予算は、令和4年度43.1億円、令和5年度43.2億円。

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

2. 財政投融资

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 補正予算額	令和5年度	
			当初予算案	対前年度比
財政投融资 （産業投資）	200	—	400	200%

※財政投融资とは別に、政府保証（5年未満）を新規で200億円計上。

令和5年度 環境省重点施策

《基本的方向》

一刻の猶予も許さない気候変動問題は、物価高騰・エネルギー危機、災害頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退などとともに、我が国が直面する最重要社会課題（「時代の要請」）。こうした社会課題を対症療法的に解決するのではなく、GXをはじめとして、解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ、課題解決と経済成長を同時実現するのが「新しい資本主義」。

環境省は、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向けた取組を加速化することで、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現により「新しい資本主義」に貢献し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長に繋げる。これは、炭素中立、循環経済、分散型・自然共生の3つを統合する概念である地域循環共生圏の創造にも通ずる。

こうした施策全体の方向性の下、炭素中立型経済社会への移行に向けては、「2030年までは勝負の10年」という強い危機感を持ち、必要な取組を進める。カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体的な取組を進めていく。150兆円超の官民による新たな脱炭素投資を実現するため、GX支援による地域脱炭素移行の加速化、商用車の電動化促進及び高断熱窓への改修促進を筆頭として、需要を引き出すとの観点から住宅の省エネ化や電動車など脱炭素に繋がる「新しい豊かな暮らし」を提案・発信するとともに、資金需要の立ち上がり早い既存最先端技術の社会実装の観点も含め、地域・くらしの脱炭素トランジションに向けた投資や、地域脱炭素と密接に関連する社会インフラ・サプライチェーン分野における投資を積極的に促進する。これらにより、再エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入を推進する。

また、気候変動 COP27 や生物多様性 COP15 の成果も踏まえ、2023年に日本で開催されるG7に最大限貢献するとともに、「パリ協定6条実施パートナーシップ」やJCMの活用を基盤としながら、日本企業の海外展開促進と世界の脱炭素化、特に「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現に貢献するほか、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを踏まえたプラスチック汚染の国際枠組み構築に向けて主導的に取り組む。

さらに、環境庁設置から50年、環境省設置から20年を経た中で、公害の防止や健康被害の補償・救済を始めとする環境省の不変の原点を追求する取組を着実に進めていく。

東日本大震災・原発事故からの復興・再生については、放射性物質による汚染からの環境再生に向けて、福島県内の除去土壌等の30年以内の県外最終処分という約束を果たすべく全力で取り組むとともに、未来志向の取組を展開する。

これらの取組は、不変でありながら、たゆまず改善を図りながら進めていく。

以上のような、「時代の要請への対応」と「不変の原点の追求」という2つのコア・ミッションの実現に向けて、環境省では以下の施策を重点的に展開していく。

1. 時代の要請への対応 ～新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環～

1-1. 炭素中立型経済社会実現に向けた取組

パリ協定の1.5度目標の達成を目指し、エネルギー危機克服にもつながるよう、炭素中立型経済社会への移行を加速することが重要である。我が国は、2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス46%削減の実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けていく。

その実現に向け、G X支援などにより地域脱炭素の推進のための交付金を創設・拡充し、脱炭素先行地域づくりと脱炭素の基盤となる重点対策を加速化するとともに、株式会社脱炭素化支援機構を通じた公的資金と民間資金を組み合わせたGX分野における民間投資の拡大を図る。これらを通じた資金供給と、脱炭素分野で活躍する人材の育成・確保、日本企業の99.7%を占める中小企業や地域金融に対する脱炭素経営の能力向上支援、地球温暖化対策推進法による再エネ促進区域の設定の促進とを一体的に推進し、地域脱炭素を通じた地域の課題解決を後押ししていく。これらの取組により、デジタル田园都市国家構想も含めて新しい資本主義実現にも貢献する。

また、地域脱炭素と密接に関連する社会インフラ・サプライチェーンの脱炭素化を、民間資金も活用しつつ推進するため、中小企業をはじめとする企業の脱炭素経営や環境情報開示の後押し、環境関連金融商品の組成・投資の拡大や地域におけるESG金融の拡大等のサステナブルファイナンスの推進、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化等を図る。

さらに、省エネ化でヒートショックも防ぐ快適な住宅などの脱炭素に繋がる「新しい豊かな暮らし」を提案・発信する新たな国民運動、製品に係る温室効果ガス排出量等の表示等により、脱炭素なくらしが生活の質の向上につながると実感できるきっかけづくりの推進とともに、関係省庁とも連携して既存のものを含む住宅・建築物の脱炭素化に向けた対策強化、商用車の電動化の促進、再エネとセットでの電動車のシェアリングの推進等により、社会全体での脱炭素なくらしへの転換を後押しする。

セントラル方式導入を含めアセス制度の最適化検討を通じた洋上風力発電導入促進、蓄電池の導入促進等による自立した国産のエネルギー源である再エネの最大限の導入推進のための基盤づくり、再エネ由来のグリーン水素や熱の活用等による地域・社会インフラ・くらしの脱炭素移行に必要な先導技術の早期実証・社会実装を進める。

「成長志向型カーボンプライシング構想」については、GX実行会議における議論の結果を踏まえ、具体的な取組を進めていく。

また、炭素中立型経済社会実現に貢献する森林等の吸収源対策を進める。

これらの施策を通じ、資金需要の立ち上がり早い既存最先端技術の社会実装の観点も含め、地域・くらしの脱炭素トランジションに向けた投資や、地域脱炭素と密接に関連する社会インフラ・サプライチェーン分野における投資の加速化を図り、約4,000兆円とも言われる世界のESG資金を呼び込む。

顕著な高温の発生等も見据えた地域における熱中症対策の推進、日本の防災技術・知見を活用した国際貢献や民間企業による気候変動適応支援等の適応施策を推進する。

(金額は億円単位)

(1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジションの推進

① 脱炭素先行地域づくり、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施の加速化

- 地域脱炭素の推進のための交付金【エネ特（一部GX）】 350 (200)
(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金) 【4年度補正】 50
- 地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援【エネ特】 8 (8)
【4年度補正】 22の内数
- 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援【エネ特】 20 (20)
【4年度補正】 20
- 初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】 43 (38)
【4年度補正】 90

② 民間資金を活用した脱炭素型社会インフラの整備、中小企業をはじめとするサプライチェーン全体での脱炭素経営促進

- 株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給【財投】 400 (200)
【政府保証】 200 (新規)
- 株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融资促進 0.7 (新規)
- サプライチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化【エネ特】 14 (新規)
- 中小企業をはじめとするサプライチェーン全体の脱炭素移行に向けた工場・事業場における先導的な脱炭素化取組の推進【エネ特】 37 (37)
【4年度補正】 40
- コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進【エネ特】 70 (新規)
- 物流に関わる空港、港湾、海事などの脱炭素化の促進【エネ特】 17 (17)
- グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のための基盤整備【エネ特】 4 (新規)
- ESG金融の更なる浸透のための市場動向調査・情報発信【エネ特】 5 (3)

③ くらしの転換を通じた需要側からの経済社会システムの変革

- 住宅のZEH・省CO₂化促進【エネ特】 100 (110)
【4年度補正】 14
- 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO₂加速化支援【GX】 100
【4年度補正】 100
- 建築物のZEB・省CO₂化促進【エネ特】 59 (59)
【4年度補正】 60
- 商用車の電動化促進事業【GX】 136 (新規)
- 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進【エネ特】 10
【4年度補正】 10
- 食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進 2 (1)
- ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進 1 (0.8)
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進【エネ特】 29 (29)

④自立した国産のエネルギー源である再エネ導入推進のための基盤づくり

- 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備【エネ特】 9 (9)
- 事業性評価等を通じた浮体式洋上風力発電の早期普及促進（浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業）【エネ特】 4 (4)
- 洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等【エネ特】 5 (5)

⑤地域・社会インフラ・くらしの脱炭素移行に必要な先導技術の早期実証・社会実装の推進

- 化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO₂型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】 47 (新規)
- 再エネ等から製造した水素の利活用推進【エネ特】 66 (66)
- CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築【エネ特】 75 (80)
- 潮流発電の実用化技術確立や商用展開に向けた実証【エネ特】 7 (7)
- ボトムアップ型の脱炭素技術シーズ開発・実証（地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業）【エネ特】 50 (50)
- 革新的な省CO₂実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化【エネ特】 38 (38)
- 脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証【エネ特】 19 (19)

(2) 成長志向型カーボンプライシングの取組

- カーボンプライシング調査【エネ特】 3 (3)
- J-クレジット制度の運営・促進（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】 10の内数 (10の内数)

※「成長志向型カーボンプライシング構想」に係る税制改正要望については、12頁に記載

(3) 森林等の吸収源対策の推進

- 温室効果ガスインベントリの管理（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】（再掲） 10の内数 (10の内数)
- J-クレジット制度の運営・促進（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】（再掲） 10の内数 (10の内数)
- 30by30達成に向けた国立・国定公園の新規指定等の推進 0.8 (0.6)
- 民間取組の認定等によるOECM促進 2 (2)

(4) 熱中症対策を始めとした適応施策の推進

- 熱中症対策の推進 2 (1)
- 気候変動影響評価・適応の推進 7 (8)

《制度的対応》

- 熱中症対策の推進に向けた法制的対応（気候変動適応法の一部改正）

1-2. 炭素中立型経済社会と循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成

持続可能な社会経済システムを実現するためには、有限な地球環境の下で、徹底的に資源を循環させていく社会に移行し**循環経済を実現**するとともに、炭素中立型経済社会への移行や自然再興（ネイチャーポジティブ）を同時達成していくことが必要である。

このため、9月に策定された循環経済工程表を踏まえ、**製造業など動脈産業と廃棄物処理業など静脈産業が一体となった資源循環**を推進するべく、2030年までに**サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を80兆円以上**とすることを目指し、**プラスチックの資源循環**や炭素中立型経済社会移行に不可欠な**金属リサイクルの倍増**、**廃棄物等バイオマスの素材や燃料（SAF等）での持続的な利活用**、**ファッションロス削減**など**サステナブル・ファッション**に関係主体が積極的に取り組める環境づくりや情報発信、食品廃棄ゼロエリア創出やフードドライブを始め**食品ロス削減の具体的な取組喚起**、太陽光パネルや蓄電池などの再エネ関連製品の普及拡大に伴う対応を進める。

また、気候変動による災害の頻発化・激甚化に対応しつつ、資源循環分野の脱炭素化の実現を図るため、廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物処理施設整備計画の見直し、**災害廃棄物対策の体制整備**、**一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備推進**、デジタル技術の活用等により、持続可能でレジリエントな廃棄物処理体制を構築する。

（金額は億円単位）

（1） 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化

- ・ プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化 50（新規）
【エネ特】 【4年度補正】 30の内数
- ・ 化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO₂型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】（再掲） 47（新規）
- ・ プラスチック資源循環の推進 3（3）
- ・ リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.4（0.3）
- ・ 食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進（再掲） 2（1）
- ・ ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進（再掲） 1（0.8）

（2） レジリエントな廃棄物処理体制の構築

- ・ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討 3（3）
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】 494（494）
【4年度補正】 456
- ・ 浄化槽の整備【一部エネ特】 104（104）
【4年度補正】 5
- ・ PCB廃棄物の適正な処理の推進等 41（41）
【4年度補正】 33
- ・ 産業廃棄物の不法投棄等の原状回復措置の推進 0.7（0.6）
【4年度補正】 2
- ・ デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創成実証事業【エネ特】 2（2）

1-3. 炭素中立型経済社会と自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成

持続可能な社会経済システムを実現するためには、2030年までに自然再興（ネイチャーポジティブ=生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること）の実現を炭素中立型経済社会や循環経済への移行と統合的に進める必要がある。

このため、生物多様性国家戦略に基づき、2030年までに陸・海の30%以上の保全（30by30目標）の実現を目指す。具体的には、国立公園等の保護地域の新規指定・区域拡張や保護地域以外の生物多様性保全に資する区域（OECM^{※1}）推進への民間取組等を促すための仕組み・データの整備、日本版OECM等の国際展開、生態系を活用した防災・減災等の自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）を推進する。

また、経営に生物多様性・自然資本配慮を求める国際的枠組（TNFD^{※2}、SBTfN^{※3}等）に係るルールメイキングに積極的に関与するとともに、自然再興を実現する経済に向けたビジョンを示し、先進的な日本企業等が対応出来る体制を整え、生物多様性保全の取組と、炭素中立型経済社会・循環経済への移行の取組との相乗効果を発揮させる。

さらに、ウィズ・コロナ下で自然・健康への関心も高まる中、自然を活用した地域活性化を推進するため、国立公園等の滞在環境上質化等、地域共生型地熱利活用、良好な環境の創出、ブルーカーボンの取組を含む豊かな海づくり等に取り組む。

※1 OECM：Other Effective area-based Conservation Measures、※2 TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures、※3 SBTfN：Science Based Targets for Nature

（金額は億円単位）

（1）生物多様性国家戦略に基づく 30by30 目標や自然資本に配慮した経営等の実現

・ 30by30 達成に向けた国立・国定公園の新規指定等の推進（再掲）	0.8 (0.6)
・ 国立公園等内の自然環境保全上特に重要な民有地の国有地化（特定民有地買上事業費）	5 (5)
・ 民間取組の認定等による OECM 促進（再掲）	2 (2)
・ 生物多様性「見える化」（自然環境保全基礎調査）	0.9 (0.9)
・ 自然生態系を活用した社会課題への対応推進	0.3 (0.7)
・ 経営に関する生物多様性・自然再興の国際的枠組推進	0.4 (0.4)
・ 生物多様性国家戦略に基づく取組の推進（生物多様性国家戦略推進費）	0.5 (0.5)

（2）自然を活用した地域活性化の推進

・ 国立公園満喫プロジェクト等の推進（自然公園等事業費を含む）	132 (130)
【一部エネ特、一部旅客税】	【4年度補正】57
・ IoT を活用した連続温泉モニタリングの仕組みの構築等を通じた地域共生型地熱利活用の推進（地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業）【エネ特】	2 (3)
・ 里山未来拠点の形成支援（生物多様性保全推進支援事業）	0.4 (0.4)
・ 良好な水循環・水環境創出活動推進事業	0.3 (新規)
・ 豊かさを実感できる海の再生	2 (2)

《制度的対応》

- ・ OE CM 推進のための認定制度の開始（2023年までに100箇所以上認定）
- ・ ネイチャーポジティブ経済移行実現プラン（仮称）の策定

1-4. GX と相乗効果を発揮する重点投資分野での取組

新しい資本主義に向け、GX以外の重点投資分野に関連する取組を進めることにより、GXとの相乗効果を最大限発揮する。このため、地域脱炭素を担う人材づくり、環境教育の推進等の「人への投資」、革新的素材等の社会実装・普及展開等の「科学技術・イノベーションへの投資」、グリーン・スタートアップの研究開発支援等の「スタートアップへの投資」、工場等の環境負荷のリアルタイムモニタリング推進等の「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」を進める。

（金額は億円単位）

（1）GX×「人への投資」

- ・ 地域脱炭素のための人材づくり支援（地域脱炭素実現に向けた再エネ最大限導入のための計画づくり支援事業の一部）【エネ特】（再掲） 8の内数（8の内数）
【4年度補正】22
- ・ 地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材の育成（サプライチェーン全体での脱炭素経営実践普及・高度化事業の一部）【エネ特】（再掲） 14の内数（新規）

（2）GX×「科学技術・イノベーションへの投資」

- ・ 環境政策への貢献・反映を目的とした研究開発の推進（環境研究総合推進費関係経費） 53（53）
- ・ 革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化【エネ特】（再掲） 38（38）
- ・ 脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証【エネ特】（再掲） 19（19）

（3）GX×「スタートアップへの投資」

- ・ イノベーション創出のための環境スタートアップによる研究開発の支援 1（1）
- ・ 環境政策への貢献・反映を目的としたスタートアップによる技術開発の実証・実用化の推進（環境研究総合推進費関係経費の一部）（再掲） 53の内数（53の内数）
- ・ 脱炭素化を目指すスタートアップへの支援（地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部）【エネ特】（再掲） 50の内数（50の内数）

（4）GX×「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」

- ・ デジタル技術を活用した工場等のリアルタイムモニタリングの推進（ICT等を活用した公害防止管理のスマート化検討費） 0.3（0.2）
- ・ デジタル田園都市国家構想に資するデータセンターの再エネ活用等推進（民間企業による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の一部）【エネ特】（再掲） 43の内数（38の内数）
【4年度補正】90の内数

1-5. G7 日本開催を契機とした世界・アジアのSDGs 達成への貢献

地球環境問題の解決に向け、環境外交を強化するため、2023年に我が国で開催されるG7を契機とし、また、2025年の大阪・関西万博も見据え、我が国の取組を国際社会に発信し、国際連携をさらに深めていく。さらに、アジアの一員として「アジア・ゼロエミッション共同体構想」を実現していく。

気候変動COP27で立ち上げた「パリ協定6条実施パートナーシップ」及び二国間クレジット制度（JCM）等を通じて世界的な脱炭素化に貢献する。 JCMについては、2025年を目処としてパートナー国を世界全体で30か国程度へ拡大すること及び2030年までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保することを目指し、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、民間資金を中心としたJCMの拡大、関係政府職員や事業者の能力向上支援による市場メカニズムの世界的拡大への貢献を進める。

また、長期戦略策定、透明性向上のための制度構築、民間企業のレジリエンス強化、サプライチェーンでの気候関連情報開示促進、都市の気候行動促進を含む包括的な途上国の脱炭素化・強靱化移行支援を進める。

また、生物多様性COP15におけるポスト2020枠組を踏まえた国際協力を推進するとともに、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた海洋環境を含むプラスチック汚染に対処する新たな国際的枠組づくりに、主導的な役割を果たす。 さらに、循環産業の国際展開に取り組む。

(金額は億円単位)

(1) G7 日本開催を契機とした環境外交での主導的な役割の発揮

- 2023年 G7 気候・環境関連大臣会合開催経費 3 (新規)
- 生物多様性条約等拠出金 (SATOYAMA イニシアティブ等) 5 (4)
- 海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備 (海洋プラスチックごみ総合対策費) 2 (2)
- GOSAT シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化【一部エネ特】 30 (27)
【4年度補正】 20
- パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施 (国連大学拠出金の一部) 2 の内数 (2 の内数)

(2) 「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現等に貢献する途上国の包括的な脱炭素移行支援

- 脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度 (JCM) の推進【エネ特】 137 (145)
【4年度補正】 25
- アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備【エネ特】 12 (11)
- 環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進 5 (5)
- 国際メタン排出削減拠出金 4
【4年度補正】 4
- 循環産業の海外展開支援基盤整備 4 (4)
- アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 0.9 (0.9)
- 気候変動影響評価・適応の推進 (再掲) 7 (8)

2. 不変の原点の追求～公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～

2-1. 人の命と環境を守る基盤的取組

ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても、環境省の使命である人の命と環境を守る基盤的な取組を着実に進めることが必要である。

このため、水俣病や石綿に係る健康被害に対する補償・救済、化学物質等による健康被害の未然防止の観点からのエコチル調査、国際的な動向を踏まえた化学産業への支援、有機フッ素化合物（PFAS）対策を着実に推進する。

加えて、地域の環境を活かした施策として、良好な環境の創出を通じた地域づくりや豊かさを実感できる海の再生等に取り組み、地域活性化や生物多様性保全を推進する。

また、改正外来生物法を踏まえた地方公共団体による防除の支援やヒアリなどの水際対策の強化、鳥獣保護管理、希少種保全対策等を推進する。さらに、犬猫の譲渡の促進等や災害時等のペットの安全確保を通じて、動物愛護管理を推進する。

（金額は億円単位）

（1）公害等の健康被害対策と生活環境保全

- ・ 水俣病総合対策関係経費 111 (111)
- ・ 石綿飛散防止総合対策の推進 0.7 (0.9)
- ・ 石綿読影の精度確保等に関する調査の推進 2 (2)
- ・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） 56 (56) 【4年度補正】 6
- ・ 国際的な動向を踏まえた化学産業への支援（化学物質の環境リスク低減対策強化費の一部） 2の内数 (2の内数)
- ・ 水・土壌環境中の有害物質（PFAS等）対策の推進（水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費） 1 (新規)

（2）良好な環境の創出

- ・ 良好な水循環・水環境創出活動推進事業（再掲） 0.3 (新規)
- ・ 豊かさを実感できる海の再生（再掲） 2 (2)
- ・ ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョンの推進（海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費） 2 (2)
- ・ 海岸漂着物等に関する地域対策の推進 2 (2) 【4年度補正】 35

（3）外来生物対策や鳥獣保護管理、動物愛護管理の強化等

- ・ 地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等（外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業） 8 (8) 【4年度補正】 3
- ・ ニホンジカ・イノシシの捕獲事業支援（指定管理鳥獣捕獲等事業費） 2 (2) 【4年度補正】 23
- ・ 離島における希少種の保全対策の推進 1 (1)
- ・ 動物収容・譲渡対策に関する施設整備の支援 2 (2)

2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組

東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けて、福島県内の除去土壌等の30年以内の県外最終処分という約束を果たすべく全力で取り組むことが必要である。

放射性物質の除染、中間貯蔵施設事業、汚染廃棄物処理、除去土壌の再生利用実証事業等を着実に実施するとともに、県外最終処分に向けて再生利用等に関する全国での理解醸成活動をさらに展開するなど、環境再生に取り組む。

また、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」に基づき、ALPS処理水放出に係る海域環境のモニタリングを行う。

さらに、福島県との連携協力協定に基づく脱炭素×復興まちづくりやふくしまグリーン復興構想、放射線の健康影響の風評払拭を目指した取組など、未来志向の環境施策を推進する。

(金額は億円単位)

(1) 環境再生に向けた取組等の着実な実施

- ・ 中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用の推進等【復興特】 1,786 (1,981)
- ・ 除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施【復興特】 169 (271)
- ・ 特定復興再生拠点の整備に必要な除染等の実施【復興特】 436 (445)
- ・ 放射性物質汚染廃棄物の処理等【復興特】 730 (638)
- ・ 東日本大震災被災地における環境モニタリング調査 (ALPS 処理水放出に係る海域環境のモニタリングを含む)【復興特】 9 (8)

(2) 未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～

- ・ 放射線の健康影響の風評払拭を目指した取組の推進 (放射線健康管理・健康不安対策事業費) 12 (12)
- ・ 「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】 5 (5)
- ・ 国立公園満喫プロジェクト等の推進 (自然公園等事業費を含む) 132 の内数 (130 の内数)
【一部エネ特、一部旅客税】(再掲)の一部 【4年度補正】57 の内数

令和5年度 環境省税制改正要望結果の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

2030年度46%削減、2050年のカーボンニュートラルを実現するためには、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める必要があるが、その中でも、

- ・あらゆる主体の行動変容の促進
- ・既存の先端技術の早期かつ最大限の導入、イノベーションの実現及びその社会実装をこれまで想定していた以上の規模・スピード感で実現していくことが必要。

本年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、GX投資に関する新たな政策イニシアティブとして、「GX経済移行債（仮称）」の創設や「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化といった方向性が打ち出され、炭素中立型経済社会の実現に向け、カーボンプライシングを含めしっかりと検討していくことが求められている。

また、カーボンプライシングについては、本年5月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合において、費用効率の高い排出削減を加速するなどの投資を促進する決定的な潜在力や、収入が気候変動対策のための更なる資金拠出等を可能にする旨が認識・強調されるとともに、G7を超えたパートナーとその野心的な活用を世界中で拡大することに取り組む旨が合意されたところ。

これらの点や、ロシアのウクライナ侵略に端を発する現下のエネルギー情勢等も踏まえつつ、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化に向けた検討を進める。

第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

○ 「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。

今後10年間に150兆円の官民の脱炭素投資を先導するための政府資金を先行して調達するための「GX経済移行債（仮称）」の将来の財源、脱炭素投資を促す経済的インセンティブ、EUにおいて検討が進められている炭素国境調整措置への対応、さらに来年我が国はG7議長国としてカーボンプライシングの議論をリードする必要があることなどの観点を踏まえつつ、中長期にわたる時間軸の中で予見可能性の高い「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化の検討を進め、速やかに結論を得る。その際、現下のエネルギー情勢等を踏まえて施行までに一定の期間を設けること、代替技術のイノベ

ーション、中小企業をはじめとする事業者の脱炭素化に向けた円滑な移行等に関する配慮を行う。グリーントランスフォーメーション（GX）に向けた各種政策と一体として、我が国産業の競争力強化や国内外の脱炭素市場の獲得を実現する。

⇒ 政府による GX 実行会議の議論を踏まえることとされた。

○ 税制全体のグリーン化

平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。

⇒ 地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。

揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

（自動車環境対策）

○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

⇒ 自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について

は、現行制度を 2023 年末まで据え置いた上で、電気自動車等については引き続き免税/非課税措置が取られることとされ、また、2030 年度燃費基準の達成度に応じた優遇措置の仕組みが見直された。

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例については、適用期限が 3 年間延長された。

（生物多様性の保全）

○ 「30by30 目標」の達成に向けた税制措置を含む施策の推進

2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」達成に向け、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を推進するため、制度化と併せて民間の取組を支援するための税制措置のあり方についても吸収源対策の推進の観点も踏まえつつ検討し、必要な対応を行う。

⇒ 要望は認められなかった。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 脱炭素社会

○ 株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設（法人事業税）【新設】（◎）

- ・ 株式会社脱炭素化支援機構について、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置を新設する。¹

⇒ 以下の内容で特例措置を創設することとされた。

- ・ 法人事業税について、5年間に限り、政府の出資金に相当する金額を資本金等の額から控除。

○ 低公害自動車の燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【拡充・延長】

- ・ 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備に対する固定資産税の課税標準額の特例措置について、以下の措置を講じた上で延長する。

- ◆ 対象資産の取得価格の下限を、現行の1億5千万円から1億円以上に引き下げ。

- ◆ 取得価格5億円以上の設備の課税標準額の軽減幅を、現行の3/4から1/2に更に縮減。

⇒ 以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。

- ・ 取得価額が5億円以上の燃料電池自動車水素充てん設備について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1（現行：4分の3）とする。
- ・ 取得価額が1億5000万円以上5億円未満の燃料電池自動車水素充てん設備について、課税標準を3年間価格の6分の5（現行：4分の3）とする。

(2) その他

○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（所得税、法人税、法人住民税）【拡充・延長】

- ・ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、
 - ◆ 一般型のインセンティブ強化
 - ◆ オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し等の拡充・延長を行う。

⇒ 以下の見直しをした上で、3年間延長することとされた。

- ・ 増減試験研究費割合による税額控除率を見直し。
- ・ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例を、適用期限の到来をもって廃止。 等

¹ 法人事業税の資本割＝資本金等×標準税率（東京都0.525%）。

- 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産所得税、固定資産税、都市計画税、事業所税）【新設】
 - ・ 福島国際研究教育機構について、所得税、法人税、法人住民税等を非課税とする等の措置を講ずる特例を創設する。
- ⇒ 以下の内容で特例措置を創設することとされた。
 - ・ 福島国際研究教育機構を公共法人（法人税法別表第一）とする。
 - ・ 特定公益増進法人の範囲に福島国際研究教育機構を追加。 等

令和5年度 環境省財政投融资等案

カーボンニュートラルの実現に向けて巨額な脱炭素投資が求められている中、脱炭素事業に意欲的に取り組む民間事業者等への資金支援に係る措置を講ずる。

（株式会社脱炭素化支援機構への資金供給）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき設立する株式会社脱炭素化支援機構を通じて、国及び民間からの出資を呼び水として意欲的な脱炭素事業に出資等を行い、脱炭素事業への民間投資を誘発させる。

（金額は億円単位）

・株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給	財政投融资（産業投資） 400（200） 政府保証（5年未満） 200（新規）
-----------------------------	--

（日本政策金融公庫による貸付対象の拡大）【令和4年度補正】

- 日本政策金融公庫による現行の環境・エネルギー対策貸付を継続して実施しつつ、貸付対象に、GXに取り組む者を加える。（経済産業省との共同要求）

令和5年度 環境省機構・定員（案）の概要

炭素中立、循環経済、自然再興の同時達成に向けて、令和4年度に引き続き、地方環境事務所を中心に体制を強化する。

【機構】

- 海洋環境保全、運輸部門の脱炭素化等の体制強化のための水・大気環境局の再編
 - ・海洋環境課、モビリティ環境課、環境管理課の新設等

【定員】：72人

1. 本省：31人

- 2030年度温室効果ガス46%削減・50%の高みへの挑戦
 - ・カーボンニュートラルの実現に向けた政策対応、民間事業者の取組支援・イノベーションの加速化のための体制強化
 - ・循環経済・廃棄物処理分野における脱炭素化の推進のための体制強化
- 途上国の脱炭素移行の支援のための体制強化
- 外来生物法改正を踏まえた外来生物対策推進のための体制強化
- 環境行政のデジタル化推進のための体制強化

2. 地方環境事務所：41人

- 2030年度温室効果ガス46%削減・50%の高みへの挑戦
 - ・地域脱炭素ロードマップの実現に向けた支援体制の強化
 - ・自然環境に配慮した脱炭素化の推進のための体制強化
- プラスチック資源循環推進のための体制強化
- 陸・海の30%以上の保全、外来生物対策の推進のための体制強化
- レンジャー（国立公園管理官等）による現地管理体制の強化

※地域脱炭素に係る地方環境事務所の体制については、令和4年度から3か年で計画的に整備する。